

相続税の算定方法

1. 計算式 (1) → (7) の順に計算する。

- (1) 相続財産総額 (注1) - 債務・公租公課・葬式費用 = 正味相続財産 (a)
- (2) (a) - 基礎控除 (注2) = 課税相続財産 (b)
- (3) (b) × 各人の法定相続分 = 各人の法定取得財産 (c)
- (4) (c) × 税率 - 控除額 = 各人の一応の税額 (注3) (d)
- (5) (d) の各人の税額の合計 = 相続税総額 (e)
- (6) (e) × $\frac{\text{各人が現実に取得する相続財産}}{\text{全体の相続財産}}$ = 各人の相続税額 (f)
- (7) (f) - 税額控除 (注4) = 各人が納付すべき税額

(注1) 相続または遺贈による取得財産およびみなし相続財産 (生命保険金や退職金は、いずれも 500 万円 × 法定相続人を控除した残額のみ算入) 等。

(注2) 基礎控除 = 定額控除 + 法定相続人比例控除

平成 27 年 1 月 1 日以降の相続	
定額控除	3,000 万円
法定相続人比例控除	600 万円 × 法定相続人の数

なお、法定相続人の中に被相続人の養子がいる場合には、相続税の総額の計算上、法定相続人の数に算入する養子の数は、原則として、①被相続人に実子がいる場合には 1 人、②被相続人に実子がない場合には 2 人まで。

(注3) 税額の速算表 (平成 27 年 1 月 1 日以降の相続)

(c) の金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
~3,000 万円以下	15%	50 万円
~5,000 万円以下	20%	200 万円
~1 億円以下	30%	700 万円
~2 億円以下	40%	1,700 万円
~3 億円以下	45%	2,700 万円
~6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

(注4) 主な税額控除

- 贈与税額控除
相続開始前 3 年以内の被相続人からの課税贈与財産は相続財産とされるので、その贈与税額を控除する。
- 配偶者の税額軽減
配偶者は取得財産が 1 億 6,000 万円または配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い方までは非課税となる。
- 未成年者控除
10 万円 × 20 歳に達するまでの年数 (端数切り上げ) を控除する。
- 障害者控除
10 万円 (特別障害者は 20 万円) × 85 歳に達するまでの年数 (端数切り上げ) を控除する。
- その他
相次相続控除、外国税額控除

2. 申告

相続税の申告書の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から 10 ヶ月以内。

3. 注意点

非上場株式等の相続税の納税猶予・免除の特例あり。